

山形県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

制定 令和5年1月31日 農政第626号

改正 令和8年5月18日 農政第116号

(目的)

第1条 この要領は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）の認定について、法並びに環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）、環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン（4環バ161号。以下、「ガイドライン」という。）及び農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する山形県みどりの食料システム基本計画（令和5年2月1日山形県、全35市町村。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(実施計画の作成)

第2条 実施計画の認定を受けようとする農林漁業者が作成する実施計画は、別紙様式第1号から第3号を用いるものとする。

(実施計画の提出)

第3条 実施計画の認定を受けようとする農林漁業者は、実施計画その他必要な書類を添付した別紙様式第4号から第6号を知事に提出するものとする。また、実施計画には個人情報が含まれることから、個人情報の取り扱いに同意する場合は、別紙様式第23号を提出するものとする。なお、グループによる申請の場合は、別添として構成員一覧（任意様式）を添付するものとする。

(実施計画の認定)

第4条 知事は、申請された実施計画の認定審査に当たっては、法第19条第5項及び法第21条第5項並びに基本方針、ガイドライン及び基本計画に即して行うものとする。

2 知事は、申請のあった実施計画が法第19条第5項及び法第21条第5項並びに基本方針、ガイドライン及び基本計画に適合すると認めた場合は、申請者に対し別紙様式第9号又は第10号により認定し、認定証を交付するものとする。

なお、グループ申請に対する認定はグループに対し認定書を発行するものとし、認定書の別添として、構成員一覧を添付するものとする。

3 知事が、申請のあった特定環境負荷低減事業活動実施計画について認定した場合にあっては、法第21条第18項の規定に基づき関係市町村長に対し別紙様式第11号により、法第21条第19項に基づき東北農政局長に対し別紙様式第12号により、それぞれ通知するものとする。

なお、グループ申請に対する認定はグループに対し認定書を発行するものとし、認定書の別添として、構成員一覧を添付するものとする。

4 認定通知書に記載する認定番号は別表1のとおりとする。

5 知事は、申請された実施計画が認定要件に適合しないと判断した場合、認定をしない理由を別紙様式第13号により申請者に通知するものとする。

(意見聴取)

第5条 知事が、第4条第1項に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を行う場合において、法第21条第17項の規定に基づき関係市町村長へ意見を聴く場合、知事は、別紙様式第7号により、関係市町村に照会するものとし、関係市町村長は、別紙様式第8号により回答するものとする。

(協議)

第6条 知事が、第4条第1項に基づき実施計画の認定を行う場合において、法第19条第6項、法第21条第6項第1号、同項第3号又は同条第12項の規定に基づき東北農政局長へ協議する場合、知事は、別紙様式第19号、第20号又は第21号により、東北農政局長に協議するものとする。

2 知事が、第4条第1項に基づき実施計画の認定を行う場合において、法第21条第6項第2号の規定に基づき、指定市町村長へ協議する場合、知事は、別紙様式第22号により、指定市町村に協議するものとする。

(実施計画の変更)

第7条 法第20条第1項又は第22条第1項の規定に基づき認定を受けたものが当該認定にかかる実施計画を変更しようとするときは、別紙様式第14号により申請することとし、規則第9条又は第14条の規定に基づき、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況を別紙様式第15号により併せて報告するものとする。

2 実施計画の変更の認定審査に当たっては、第4条の手続きを準用する。

3 法第20条第2項又は第22条第2項の規定に基づき、認定を受けた農業者が認定計画の軽微な変更をしようとするときは、別紙様式第16号により届け出るものとする。

(認定計画の認定の取消し)

第8条 知事は、認定を受けた実施計画に従って環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときには、法第20条第3項又は第22条第3項の規定に基づき、当該実施計画の認定を取り消すことができる。

2 認定を取り消したときは、農林漁業者に別紙様式第17号により通知するものとする。

(実施状況の報告)

第9条 知事は、必要に応じて農林漁業者に実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 報告を求められた農林漁業者は、別紙様式第18号により、知事に回答するものとする。

(関係機関等に対する認定農林業業者に関する情報の提供)

第10条 知事は、認定農林漁業者に対し、各種の支援策を集中的・重点的に実施するために、各種支援策を実施する国、都道府県、市町村その他関係機関・団体等においても認定農林漁業者の情報を共有する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示の上、同意を得るとともに、得られた情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に取り扱うものとする。

第11条 別紙様式第1号から第6号まで、及び別紙様式第14号から第16号まで、並びに別紙様式第18号の提出先は、別表2のとおりとする。

(その他)

第12条 その他必要な事項については、県が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年5月18日から施行する。

別表 1

【認定番号の付け方】

※変更の認定の場合は、変更前の認定番号で認定する。

| 認定権者 | 認定番号の付け方 | 例 |
|------|---|---|
| 知事 | <p>【環境負荷低減事業活動の認定】</p> <p>山形環令第（認定年度）－（番号）号</p> <p>※認定年度のうち年号は最初の一文字を付す。 番号は年度ごとに1から順に付す。</p> | <p>山形環令第8－1号</p> <p>※令和8年度知事認定1件目の場合</p> |
| | <p>【特定環境低減事業活動の認定】</p> <p>山形特環令第（認定年度）－（番号）号</p> <p>※認定年度のうち年号は最初の一文字を付す。 番号は年度ごとに1から順に付す。</p> | <p>山形特環令第8－1号</p> <p>※令和8年度知事認定1件目の場合</p> |
| | <p>【環境負荷低減事業活動及び特定環境定点事業活動の認定】</p> <p>山形特環・環令第（認定年度）－（番号）号</p> <p>※認定年度のうち年号は最初の一文字を付す。 番号は年度ごとに1から順に付す。</p> | <p>山形特環・環令第8－1号</p> <p>※令和8年度知事認定1件目の場合</p> |

※再認定の場合は、新たな認定番号で認定する。

別表 2

【提出先】

| 分野 | 担当部署 |
|----------|--------------------|
| 農業に関すること | 各総合支庁産業経済部各農業技術普及課 |
| 畜産に関すること | 県庁農林水産部畜産振興課 |
| 水産に関すること | 県庁農林水産部水産振興課 |
| 林業に関すること | 県庁農林水産部森林ノミクス推進課 |

認定証（作成例）

| 認定証（作成例） | |
|---|---|
| 住所又は所在地 | 山形県〇〇市〇〇丁目〇番〇号 |
| 氏名又は名称 | 〇〇 〇〇 |
| 認定番号 | 山形環令第8-〇号 ※グループ認定の場合 山形環令第8-〇号から8-〇号 |
| 認定年月日 | 令和8年〇月〇日 |
| 実施期間 | 令和〇年〇月～令和〇年〇月 |
| 活動類型 | ・有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少 |
| <p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第19条第5項の規定及び山形県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領（令和5年農政第626号）第4条第2項の規定に基づき、認定します。</p> <p>令和〇年〇月〇日</p> <p>山形県知事 吉村 美栄子</p> | |